

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

### 佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「出納局長」を「経営支援本部長」に、「用度管財課長」を「資産活用課長」に改める。

別表第一の注中「田邊昭雄」を「齋藤文彦」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。